

さいたま市浸水住宅改良資金融資条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和8年 3 月 16日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 孝人' (Mizuno Takashi).

さいたま市規則第23号

さいたま市浸水住宅改良資金融資条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市浸水住宅改良資金融資条例施行規則（平成13年さいたま市規則第228号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(審査会の会長及び副会長) 第11条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は建設局長を、副会長は <u>建設局建築行政部住宅政策課長</u> をもって充てる。	(審査会の会長及び副会長) 第11条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は建設局長を、副会長は <u>建設局建築部住宅政策課長</u> をもって充てる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。